



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニトリホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 井 俊 之
(コード番号 9843 東証第一部、札証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 広 報 部 マ ネ ジ ャ ー 玉 上 宗 人
電 話 番 号 03-6741-1216

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更議案を平成 28 年 5 月 13 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 28 年 4 月 5 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成 28 年 5 月 13 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、その他の変更を行うものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。

その他、剰余金の配当等に関する株主総会の決定権限を排除しないために、剰余金の配当決定機関の規定について変更するとともに、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長の規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙をご参照下さい。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 13 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 13 日 (金曜日)

以 上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
[機関の設置]	[機関の設置]
第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
[招集権者および議長]	[招集権者および議長]
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、 <u>取締役会長</u> または取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。
② 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。	② <u>取締役会長</u> および取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代 <u>わる</u> 。
第14条～第16条 (条文省略)	第14条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
[員 数]	[員 数]
第17条 当社の取締役は、10名以内とする。	第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役は除く。)</u> は、10名以内とする。
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
[選 任]	[選 任]
第 18 条 (新 設)	第 18 条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
① (条文省略)	② (現行どおり)
② (条文省略)	③ (現行どおり)

<p>[任 期]</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>[取締役会]</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>[任 期]</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>[取締役会]</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。取締役会長および取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p>
--	---

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>[員 数]</u></p> <p>第 23 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>[選 任]</u></p> <p>第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>[任 期]</u></p> <p>第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>[常勤監査役]</u></p> <p>第 26 条 監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</p> <p><u>[監査役会]</u></p> <p>第 27 条 監査役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の時はこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p><u>[重要な業務執行の決定の委任]</u></p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>[常勤の監査等委員]</u></p> <p>第 24 条 監査等委員会は、その決議によ <u>り、常勤の監査等委員を選定す ることができる。</u></p> <p><u>[監査等委員会]</u></p> <p>第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会 <u>日から 3 日前までに各監査等委 員に対してこれを発する。ただ し緊急の時はこれを短縮するこ とができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員会に関する事項につ いては、法令または定款に定め るもののほか、監査等委員会の 定める監査等委員会規程によ る。</u></p>
<p>第 6 章 取締役、監査役および会計監査 人の責任免除</p> <p>[損害賠償責任の一部免除]</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議をも って、取締役（取締役であった 者を含む。）<u>および監査役（監 査役であった者を含む。）</u>の当 会社に対する損害賠償責任を、 法令が定める範囲で免除する ことができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役、社外監 査役および会計監査人との間 に、当会社に対する損害賠償責 任に関する契約を締結するこ とができる。ただし、その賠償 責任の限度額は法令が定める 金額とする。</u></p>	<p>第 6 章 取締役および会計監査人の責任 免除</p> <p>[損害賠償責任の一部免除]</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議をも って、取締役（取締役であった 者を含む。）の当会社に対する損 害賠償責任を、法令が定める範 囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>取締役（業務執行取 締役等である者を除く。）</u>およ び 会計監査人との間に、当会社 に対する損害賠償責任に関する契 約を締結することができる。た だし、その賠償責任の限度額は 法令が定める金額とする。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>[剰余金の配当決定機関]</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>② <u>当社は、前項に定める剰余金 の配当等を株主総会の決議によ っては行わない。</u></p> <p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>[剰余金の配当決定機関]</p> <p>第 28 条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p>

(新 設)

附則

〔監査役の責任免除に関する経過措置〕

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第44回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。